

四季が丘団地分譲について

1. 譲受人の資格

- (1)住宅(併用住宅を含む。)を建築するための宅地を必要としている個人及び法人。
- (2)住宅(併用住宅を含む。)の建売をするための宅地を必要としている宅地建物取引業者
及び建築工事業の許可を受けた者。

2. 分譲区画数

制限はありません。

3. 分譲条件

- (1)契約時に契約保証金(売買代金の1割相当額)と契約締結後、1ヶ月以内に土地売買
代金を完納できること。
- (2)分譲地に公害を発生する機械器具等の設置はできません。

4. 連帯保証人

自己の債務負担を保証するために、保証債務の額以上の所得及び資産を有する保証人
が必要です。

5. 譲受人の選定

- (1)先着順とします。

6. 契 約

- (1)譲渡人決定後、2週間以内に土地売買契約を締結します。
- (2)土地売買契約締結時に契約保証金(売買代金の1割相当額)をいただきます。
- (3)土地売買契約締結後に契約を解除した場合は、違約金(売買代金の10分の1)を
いただきます。
- (4)契約締結に要する経費は譲受人の負担とします。

7. 売買代金の支払

- (1)譲受人は契約締結後1ヶ月以内に、既に納入した契約保証金を除いた売買代金の
残金
を支払っていただきます。
- (2)指定期日までに売買代金を支払わなかったときは、延滞日数に応じ年14.6%の
延滞
金をいただきます。

8. 分譲地の引き渡し

分譲地の引き渡しは売買代金完納後に、双方立ち会いのもと行います。

9. 所有権移転登記

- (1)分譲地の所有権移転登記は、売買代金完納後、当社が行います。
- (2)登記に要する登録免許税は、譲受人の負担となります。

10. 分譲決定の取消及び契約の解除

次の場合は分譲の決定を取消し又は契約を解除します。

- (1)分譲申込が偽りの記載又は不正な手段によって行われたとき。
- (2)譲受人の資格要件を欠くことになったとき。
- (3)指定した期日までに契約を締結しないとき。
- (4)売買代金を指定期日の翌日から起算して30日以上経過しても納入しないとき。
- (5)特別な理由により譲受人が契約の解除を申し出て、公社がこれを認めたとき。

11. 申込受付

- (1)受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分

12. 申込方法

- (1)現況での引き渡しとなりますので、擁壁・電柱(道路照明を含む)・ゴミステーション等の

位置等、現地を十分確認し、公社所定の宅地分譲申込書に必要事項をご記入のうえ、

関係書類とともに提出してください。

- (2)申込者が譲受人(契約者)となりますので、夫婦等で持分登記をお考えの方は、申込者

の欄へ連名で記入をしてください。

13. 申込場所

井原市土地開発公社事務局
(井原市役所 本庁舎3階 財政課内)